

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成27年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業)	丸亀地区	平成27年3月13日
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業)	綾歌地区	平成27年3月25日
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	片山地区	平成27年3月30日
多度津町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	南鴨辻地区	平成27年3月30日
琴平町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	大栗屋地区	平成27年3月4日
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	北浦地区	平成27年3月4日